

<p>(受理番号) 5-26</p>	<p>(受理年月日) 令和5年11月21日</p>
<p>件名 要旨</p>	<p style="text-align: center;">陳 情</p> <p>「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求めることについて</p> <p>「罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁をうける。」これは冤罪である。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶たない。</p> <p>その大きな理由の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、証拠を開示しないことである。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無実証拠を提出することが求められる。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無実証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。</p> <p>もう一つの理由は、再審開始決定に対する検察による不服申し立てが許されていることである。数多くの事件で検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審開始が取り消され、再審請求審が無用に長期化している。</p> <p>再審は、無実の者が有罪とされた冤罪被害者を救済する最後の砦である。再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題である。また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うこととしている。</p> <p>無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の点について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再審における検察手持ち証拠の全面開示 2. 再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止